

相談時の前提条件

1. ご相談内容は、事業計画・建設計画・製品計画・企業経営・認証取得・試験・分析・各種設計・評価等の技術に関する事、及び各種研修・教育の為の講師派遣等を対象とし、事故・事件に関わる訴訟・評価・判定等は公正中立の立場から相談対象から除外致します。
2. ご相談の内容については、ご紹介する技術士とご相談者との委託契約であることを前提とし、職員や嘱託としての雇用や、雇用が前提となった場合には、法令により本会に対応できませんのでご注意ください。
3. 相談費用は、原則として「面談」(又はヒヤリング)迄は「無料」ですが、それ以降の相談者と専門技術士との具体的対応からの「費用・瑕疵責任等の契約事項」につきましては、両者間での協議により決定いたします。技術士会としては一切関与出来ませんので御了承下さい。
4. 尚、ご相談内容によっては、各種公的機関において支援制度がありますので、必要に応じてご紹介可能です。